

阿智村・清内路村合併協議会専門部会設置要領

(設置)

第1条 阿智村・清内路村合併協議会幹事会設置要領第8条第1項の規定により、阿智村・清内路村合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、阿智村・清内路村合併協議会事務局長（以下「事務局長」という。）の指示を受け、阿智村・清内路村合併協議会規約第3条に掲げる事項について、専門的に調査研究等を行うものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる種類及び委員により組織する。ただし、事務局長が必要と認める場合は、専門部会の数を増減することができる。

(役員)

第4条 各専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長1名

(2) 副部会長1名

2 部会長及び副部会長は、事務局長が指名した者とする。

(役員職務)

第5条 部会長は、各専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、事務局長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時招集するものとする。

2 部会長は、各専門部会の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員の会議への出席を要請することができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、事務局長に報告するものとする。

(分科会)

第8条 阿智村・清内路村合併協議会事務局規程第2条第2号に規定する協議資料を作成するため、専門部会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する村の担当部門において処理する。

(その他の必要事項)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年6月16日から施行する。

別表（第3条関係）

専門部会名	関係所管課及び構成委員					
	阿 智 村			清内路村		
総務部会	教 育 次 長 総務参事 出納室長 議会事務局長	林 山 熊木	茂 常 内谷下	伸 弘 幸 幸 光子	教 育 長 総務課長	原 和 機 佐 藤 義 則
社会部会	民 生 課 長 ふるさと整備課長	園 原 一 吉 河 合 隆 文			民 生 課 長	松 井 徳 彦
産業建設部会	ふるさと整備課長 経済活性化課長	河 合 隆 文 岡 庭 敬 芳			総 務 課 長	佐 藤 義 則